

評価対象大学の決定方法について

1. 評価対象大学の実施予定数について

- (1) 平成29年度の評価対象大学の数は13校とする。
- (2) 平成30年度の評価対象大学の数は13校とする。
- (3) 平成31年度の評価対象大学の数は13校とする。

2. 決定方法について

- (1) 公募による選出方法を原則とし、申し出のあった大学数が予定より多い場合は申し出のあった大学から抽選を行って決定する。また、少ない場合はその不足数について、申し出のなかった大学から抽選を行って決定する。
- (2) 毎年度12月頃に開催される第2回全国薬科大学長・薬学部長会議総会で公募日程等詳細について告知を行い、希望する大学は所定の方法により本機構事務局へ申し出ることとする。なお、公募期間は告知を行った次年度5月末までとする。
- (3) 告知を行った次年度6月頃に開催される第1回全国薬科大学長・薬学部長会議総会において評価対象大学を決定する。なお、必要があれば抽選を行う。

3. 平成29年度評価対象大学の決定方法について

- (1) 評価チームを構成する評価実施員の委嘱等および対象大学の設立形態を考慮し、下表のとおり、平成29年度の評価対象大学13校を決定する。

設立形態	大学数(校)	選出数(校)
国公立	10	3
私立	29	10

- (2) 公募により申し出のあった大学を二つの設立形態にわけ、それぞれについて、上記の「2. 決定方法について」に準じた方法により対象大学を決定する。
なお、設立形態に加えて地域を考慮して決定する。

薬科大学・薬学部（全74校）の設置形態と地域区分表

設置形態	東日本	西日本	
国公立 (17校)	北海道大学薬学部	名古屋市立大学薬学部	1
	東北大学薬学部	京都大学薬学部	2
	千葉大学薬学部	大阪大学薬学部	3
	東京大学薬学部	岡山大学薬学部	4
	富山大学薬学部	広島大学薬学部	5
	金沢大学薬学部	徳島大学薬学部	6
	岐阜薬科大学	九州大学薬学部	7
	静岡県立大学薬学部	長崎大学薬学部	8
		熊本大学薬学部	9
私立 (57校)	北海道医療大学薬学部	名城大学薬学部	1
	北海道薬科大学	金城学院大学薬学部	2
	青森大学薬学部	愛知学院大学薬学部	3
	岩手医科大学薬学部	鈴鹿医療科学大学薬学部	4
	東北薬科大学	立命館大学薬学部	5
	奥羽大学薬学部	京都薬科大学	6
	いわき明星大学薬学部	同志社女子大学薬学部	7
	国際医療福祉大学薬学部	大阪薬科大学	8
	高崎健康福祉大学薬学部	近畿大学薬学部	9
	城西大学薬学部	摂南大学薬学部	10
	日本薬科大学	大阪大谷大学薬学部	11
	東邦大学薬学部	神戸学院大学薬学部	12
	日本大学薬学部	神戸薬科大学	13
	東京理科大学薬学部	兵庫医療大学薬学部	14
	千葉科学大学薬学部	武庫川女子大学薬学部	15
	城西国際大学薬学部	姫路獨協大学薬学部	16
	帝京平成大学薬学部	就実大学薬学部	17
	北里大学薬学部	安田女子大学薬学部	18
	慶應義塾大学薬学部	福山大学薬学部	19
	昭和大学薬学部	広島国際大学薬学部	20
	星薬科大学	徳島文理大学薬学部	21
	東京薬科大学薬学部	徳島文理大学香川薬学部	22
	明治薬科大学	松山大学薬学部	23
	武蔵野大学薬学部	第一薬科大学	24
	昭和薬科大学	福岡大学薬学部	25
	帝京大学薬学部	長崎国際大学薬学部	26
	横浜薬科大学	崇城大学薬学部	27
	新潟薬科大学薬学部	九州保健福祉大学薬学部	28
	北陸大学薬学部		29

薬学教員名簿（薬学教育協議会出版）の地域区分を参考